

事例1：仮眠後の飲酒運転



【概要】

隊員Aは、飲食店で4時間かけてビールや焼酎など14杯を飲み、車内で約3時間の仮眠をとった後、帰宅するため私有車を運転しました。

その後、交差点の信号の前で停車したまま眠っているところを警察官が発見し、酒気帯び運転の疑いで検挙され、停職3か月の懲戒処分となりました。

問題となる事象	該当法令等
酒気帯び運転	道路交通法第65条第1項

事例2：飲酒運転に伴う人身事故

【概要】

隊員Bは、同僚と居酒屋で焼酎及びビールをそれぞれ3杯飲んだ後、帰宅しましたが、買物に行く必要があることを思い出しました。「意識がはっきりしているから運転しても大丈夫だろう。」と自分に言い聞かせて私有車を運転し、商業施設の駐車場において、部外者の車両に接触させるとともに、相手に全治1週間の傷害を負わせたため、免職の懲戒処分となりました。

問題となる事象	該当法令等
酒気帯び運転 過失運転致傷 危険運転致傷	道路交通法第65条第1項 自動車運転死傷行為処罰法第5条 自動車運転死傷行為処罰法第2条又は3条

事例3：飲酒運転ほう助

【概要】

隊員Cは、飲食店で友人と飲酒した後、友人の私有車に同乗し、酒気帯び運転ほう助の疑いで摘発され、停職12日の懲戒処分となりました。

問題となる事象	該当法令等
飲酒運転車両への同乗	道路交通法第65条第4項

事例4：自転車による飲酒運転



【概要】

隊員Dは、外出先の飲食店で飲酒をし、駐屯地に帰隊した際、外出証の返納時間まで時間がなかったとの理由により、駐屯地内で自転車による飲酒運転をし、停職7日の懲戒処分となりました。

問題となる事象	該当法令等
飲酒運転	道路交通法第65条第1項

事例5：酒酔い状態での後輩隊員に対する傷害



【概要】

隊員Eは、外出先の飲食店で飲酒をし、駐屯地に帰隊した際、駐屯地の宿舎で寝ていた後輩隊員を起こして殴ったり蹴ったりする暴行を加え、全治6カ月の大けがを負わせ、停職20日の懲戒処分となりました。その後、隊員Eは依願退職しました。

問題となる事象	該当法令等
後輩隊員に対する傷害行為	刑法第209条（過失傷害）
	自衛隊法第58条（品位を保つ義務違反） 隊員の分限、服務に関する訓令第10条（隊員の遵守事項）

事例6：酒酔い状態での部外者に対する暴行及び傷害

【概要】

隊員Fは、同僚の自宅で飲酒した後、面識のない女性宅を訪れて部外者の顔や腹部を殴り、傷害の疑いで逮捕されました。隊員Aは、停職3カ月の懲戒処分となりました。

問題となる事象	該当法令等
部外者に対する傷害行為	刑法第209条（過失傷害）
	自衛隊法第58条（品位を保つ義務違反） 隊員の分限、服務に関する訓令第10条（隊員の遵守事項）